

◇高山茂雄君

○議長（澁谷俊二君） 次に、7番、高山茂雄君の一般質問を許可いたします。

高山茂雄君、登壇願います。

（7番 高山茂雄君 登壇）

○7番（高山茂雄君） 通告に基づき質問いたします。

まず、おばこ農協との関係を質問いたします。美郷町の住民の多くは、おばこ農協のほうと何らかのかかわりを持っております。したがって、今般の農協の事案については、行政にとっても大きな関心を持つべきことであると、そういうことを前提に質問いたします。

まだ流動的な段階ではございますが、農協の再建に協力もしくは支援をしていくということが町としてもあるのかどうかを、まずお聞きいたします。また、従来の変化があるのか、そこもお聞きしておきたいと思っております。

おばこ農協は大仙市、仙北市、美郷町の2市1町で構成されておりますが、この自治体共通認識を共有するというようなことがあってもいいのではないかとと思っておりますが、ご見解を伺います。

農協というのは、地域におきましてはインフラの一つであるというふうに思います。そこが壊れますと住民に大変な不安が生じます。この問題は、もとより農協自身の問題ではございますが、行政として矛盾が生じない範囲で住民の不安を取り除く努力というものがあってもいいと思っておりますので、見解を伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ご質問にお答えいたします。

今般の秋田おばこ農業協同組合、以下「JA秋田おばこ」と申し上げますが、その問題につきましても、町としても大変に驚いているとともに大変残念に感じているところです。また、JA秋田おばこに対して仮に組合員が不安や不信感を持ち続けるとするならば、それは直接的間接的に営農活動に影響を与える懸念につながり、これまで町が推進してきた美郷米の販売促進や美郷ブランド品目の振興などを通じた農業振興の展開にも影響が生ずる懸念がありますので、再建に向けた今後の動向を注視してるところです。

こうした基本認識を踏まえ、ご質問にお答えさせていただきます。

まず、基本的なことについてですが、農業協同組合は協同組合の一つとして農業協同組合法に基づいて設立されて法人格が与えられており、農業生産力の増進と農業者の経済的社会的

的地位の向上を図るための共同組織として組合員の自主的な選択によって事業範囲を決め、多くの組合員が必要とするサービスを総合的に提供することを目的にしております。

そのため、その事業内容については農協法によって制限規定がされているところです。

また、そうした事業については、法律等を遵守して適正な運営を行っているか、財政内容や収支の健全性が確保されているかなどの指導監督を農協法に基づき県が行うこととなっており、基本的に市町村に権限はないところです。

議員ご質問の農協の再建に対する協力支援についてですが、これまで述べましたように法律により設立された社会的責任の伴う組織ですし、指導監督の権限は県にあり、加えて今回の問題が事業方針及び事務処理に起因していることとすれば、なおさら私どもが協力支援する立場にないことにご理解をお願いいたします。

なお、美郷町としてJ A秋田おぼこが主体的に問題解決を図り、今後も引き続き組合員のために組織としての責任を全うする姿勢で事業展開するという前提においては、農業振興に係るJ A秋田おぼこの関係性については、何ら変化はないものと考えております。

また、今回の問題を踏まえた2市1町の認識についてですが、問題の本質がJ A秋田おぼこの組織体質や事業方針、事務処理の認識に存在しており、加えて県が指導監督する環境とにおいては、2市1町が問題に関与する立場にはないという考え方は大仙市、仙北市と共通認識であると私は考えております。あわせてご理解をお願いいたします。

また、J A秋田おぼこが地域インフラであり、修復に町としても努力すべきところのご質問ですが、J A秋田おぼこがこれまで地域農業の振興に努力してきたことは十分に認識しております、そのため町としても、これまでJ A秋田おぼこが進める営農事業等について連携を図ってきたところですが、J A秋田おぼこがこのたびの問題を踏まえ、改めて組織の背負っている役割と責任を見据えて事業展開をするならば、町としては営農事業において従前同様の連携を図り、力を合わせて農業振興を期してまいりたいと考えております。

また、こうした連携が連鎖していく中でJ A秋田おぼこの事業環境や財務環境が着実に回復していくことを願いたいと存じます。

なお、第三者委員会の調査報告や新聞報道等によりますと、5月9日の臨時総代会において経営改善計画の骨子案が可決されたほか、赤字未収金については、米の売り上げの一部から赤字補填や利益準備金の内部留保の取り崩し、さらには不採算事業の見直しや未収金の回収等を図り、今後5年間で経営の健全化を果たすとの方針が示されておりますので、J A秋田おぼこが、かかる経営改善計画を確実に実践し、組合員並びに関係機関・団体からの信頼

回復が着実になされていくことも心から願っているところです。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○7番（高山茂雄君） 続きまして、農業経営者の育成というところで質問をいたします。

私も若いときは田んぼに入って農作業をやっておりましたが、振り返りますと、この農業情勢の変化は驚くばかりであります。

しかしながら、最近の情報を見ても今後の農業における変化は過去のそれとは質的な面で異なるし、より大きな変化になると思われまます。その動きというのは、私たちが知り得る情報でも十分確認できる場所でもあります。町で農業経営者の育成に取り組んでおられることは承知しておりますが、この早い変化というものは半端ではございませんので、これをより積極的に進める必要があると思っておりますが、ご見解を伺います。

また、農業経営者を育成するという事は、これからは経済人とみなされる人を育成するという事でもあります。そこで、為替についての感性も育てていただきたいと思っております。為替が経済に及ぼす影響は極めて大きいものがあります。高いところから農業を俯瞰してみるといふのもこれからの経営者の資質かと思っておりますので、ご見解を伺います。

最後に、まじめな農業者ほど今まで自分がやってきた農業、それが生きがいであるという方は非常に多い。これからいろんな形態の農業が生じます。それぞれの形態に最善の対応を求めて質問を終わります。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ご質問にお答えいたします。

農業を取り巻く環境が過去のそれとは質的に違い、確実に大きな変化を来していることは議員ご指摘のとおりと私も認識しているところです。

具体的な構造変化を数字で見ると、2015年の美郷町における総農家数は1,895戸、農業経営体数は1,657戸、農業就業人口は2,284人ですが、前回2010年と比較しますと、総農家数で241戸減、農業経営体数で204戸の減、農業就業人口で164人減となっております。また、農業就業人口の平均年齢は66.8歳と前回と比較して0.4歳高くなっており、農家の高齢化が進んでいるほか、離農により農地中間管理機構を通じた担い手への農地の集積は、この5年間で542ヘクタールに及び、担い手の規模拡大が進んでおります。

こうした状況下での担い手育成についてですが、平成30年度からの米政策転換を踏まえ、農業経営の一層の意識向上を図るため、平成27年度から3カ年にわたり専門家を講師に招き、美郷町農業経営研修「農業経営塾」を11回開催するなど、経営手法等について認識を深めていただく取り組みを展開してきているところです。

また、平成29年度からは町の独自事業として、新規就農者を受け入れた農業法人等に対し、社会保険料の法人負担分を助成する新規就農者雇用促進支援事業や新規就農者が取り組む作目に係る種子・肥料・農薬購入代の一部を助成する新規就農者経営安定支援事業を新たに創設し、将来の担い手となる新規就農者及び農業法人等に対する施策も充実させてきたところです。

さらに、今年度より町単独事業「認定農業者支援事業」を新たに創設し、機械設備の導入経費の支援を行い、経営判断による規模拡大や多角化、水稻からの作物転換等に対して国・県の制度とともに取り組みを支援するなど、積極的に担い手経営者育成に努めてきていることに、どうかご理解をお願いいたします。

次に、経営者の育成に関する為替のご質問ですが、為替は売買代金の受け払いや資金の移動を現金を輸送することなく行う手段をいい、振り込みや口座振替も為替取引の一種で、国内で行われる為替取引は内国為替と呼ばれていることは議員ご承知のとおりです。

一方、国境を越えて異なる通貨間で行われ、通貨の交換を伴うのが外国為替取引ですが、為替という場合、一般的には外国為替の意味で用いることが多いわけですので、議員のご質問を外国為替取引の認識を育むというご質問の旨でお答えいたします。

国産農産物や加工品、あるいは日本酒などが年々輸出増加していることは議員もご認識のところですが、他方、これら流通に対する基礎知識やノウハウについては、携わっている方以外は残念ながら表面的にしか理解してないように見えるところです。そのため、専門的知識を習得する機会や情報の受発信を含めたネットワーク構築の機会も重要ではないかと認識しておりますが、そうした機会も実はなかなかないというところが実情ではないかと存じます。

こうした状況を踏まえるとともに大きく変化してきている農業環境に対応していくために、今後はさらに農業経営に関する国際的感覚を磨くとともに外に打って出る農業経営センスも磨いていくことが肝要と存じ、これまで毎年開催してきている農業研修会などの機会を通じ、今後そうしたことを学ぶ機会をつくってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、農業を生きがいとしている方、自分の土地で農業を続けたいと思っている方など、さまざまな経営体への対応についてですが、経営規模を問わず営農を維持・継続したいと考えている

農業者は少なくないものと思います。そのため、今年度から稲作を初め畑作や園芸施設等の機械設備の導入経費を支援する町単独事業「営農継続支援事業」を新たに創設し、農業従事者の確保と多様な地域農業の支援を図っていることは議員もご承知のところではあります。

町としては、担い手農業者だけへの支援ではなく、こうした担い手以外の農業経営にも支援策を講じ、幅広く農業従事者を維持・確保するとともに、行く行くは現在の担い手農業者の受け皿として機能する農業者になるよう意識啓発をしてみたいと存じます。

いずれ農業者が真の農業経営者として課題解決に取り組み、経営資源を活用して経営発展のためのロードマップを描くことができるよう、農業経営者の育成に今後も幅広く努めてまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、7番、高山茂雄君の一般質問を終わります。